



県 章

滋賀県公報

平成 29 年（2017 年）
9 月 29 日
第 4361 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示	
道路区域の変更（道路課）	1
道路の供用開始（道路課）	2
○ 公 告	
滋賀県人事行政の運営等の状況公告（人事課）	3
国土調査の成果の認証公告（県民活動生活課）	16
平成29年度前期技能検定合格者公告（労働雇用政策課）	17
第二種特定鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の狩猟期間の延長の公告（自然環境保全課）	26
公共測量実施公告（監理課）	26
平成29年経営事項審査等実施公告（監理課）	26
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壤汚染対策法による要措置区域の指定（甲賀）	29
土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（甲賀）	29
○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示	
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（東近江）	29
○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 告 告	
土地改良区設立認可公告（大津・南部）	29
土地改良区役員就任公告（東近江）	30

告 示

滋賀県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成29年9月29日から平成29年10月13日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変 更 の 前 後 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	石部草津線	草津市山寺町字元田616番2 地先から	変更後	最小 13.0m } 最大 19.3m	27.6m	道路改良工事 (現道拡幅) に伴う道路区 域の変更 なお、現道の 供用は従前の とおり
		草津市山寺町字元田615番2 地先まで	変更前	最小 10.2m }		

				最大 17.8m		
--	--	--	--	-------------	--	--

滋賀県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成29年9月29日から平成29年10月13日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

道路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	大津能登川長浜線	長浜市南呉服町字守田311番地先から	変更後	最小 12.5m ゝ 最大 20.0m	29.0m	道路区域への編入に伴う道路区域の変更
		長浜市南呉服町字守田311番地先まで	変更前	最小 12.5m ゝ 最大 18.5m		

滋賀県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成29年9月29日から平成29年10月13日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
石部草津線	草津市山寺町字元田616番2地先から 草津市山寺町字元田615番2地先まで	平成29. 9. 29	L = 27.6m

滋賀県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成29年9月29日から平成29年10月13日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
大津能登川長浜線	長浜市南呉服町字守田311番地先から 長浜市南呉服町字守田311番地先まで	平成29. 9. 29	L = 29.0m

公 告

滋賀県人事行政の運営等の状況公告

滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滋賀県条例第1号）第2条および第3条の規定に基づき任命権者および人事委員会から報告を受けたので、同条例第4条の規定により、人事行政の運営の状況の概要および人事委員会の業務の状況を公表する。

平成29年9月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1 人事行政の運営の状況の概要

1 採用、退職および昇任ならびに職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況等（職員数は、各年4月1日現在のものです。）

（単位：人）

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成28年度	平成29年度		
一 般 行 政 部 門		3,003	3,043	40	国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催準備、子ども家庭相談センター体制強化、公共事業対応、育児休業取得者の代替措置に伴う増等
教 育 部 門		11,637	11,652	15	欠員補充に伴う教員の増等
警 察 部 門		2,580	2,614	34	警察官の法令定数の増等
公営 企業 部門	病 院	1,109	1,101	△ 8	育児休業取得者の代替措置の解消に伴う減等
	水 道 そ の 他	146	146	0	
合 計		18,475	18,556	81	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員および非常勤職員を除きます。

(注2) 一般行政部門には、知事の事務局（公営企業部門を除く。）、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 職員の採用・退職・再任用者数

（単位：人）

区 分	任命権者の別	知事部局、議会事務局および行政委員会事務局	教育委員会		警察本部		企業庁	病院事業庁	合 計
			教育職	その他	警察官	その他			
採 用	平成28年4月1日	137	599	12	93	15	4	80	940
	平成28年4月2日 }	26	0	1	21	8	1	13	70
	平成29年3月31日								
	合 計	163	599	13	114	23	5	93	1,010
退	平成28年4月1日 }	20	18	1	35	1	0	24	99
	平成29年3月30日								
	平成29年3月31日	140	505	40	73	7	2	55	822

職	内	定 年	101	327	27	58	4	2	10	529
	訳	早期退職	11	112	10	3	2	0	5	143
		その他	28	66	3	12	1	0	40	150
	合計	160	523	41	108	8	2	79	921	
再 任 用		157	204	82	15	3	7	6	474	

(注) 再任用については、更新の者を含みます。

(3) 異動および昇任の状況

ア 知事部局、議事事務局および行政委員会事務局 (平成29年4月定期人事異動) (単位:人)

	部長級	次長級	課長級・ 参事級	課長補佐級・ 主幹級	係長級・ 主査級	一般職員級	合計
異動者数	13	33	223	383	334	351	1,337
うち昇任者数	5	21	68	83	56	—	233

(注) 病院の医師および看護師は含みません。

イ 教育部門 (平成29年4月定期人事異動) (単位:人)

	校長級	教頭級	主幹教諭級	教諭級	実習助手等	合計
異動者数	172	243	33	1,588	2	2,038
うち昇任者数	101	155	30	—	—	286

ウ 警察部門 (平成29年3月定期人事異動) (単位:人)

	警視およびこれに 相当する職		警部および これに相当 する職	警部補およ びこれに相 当する職	巡査部長お よびこれに 相当する職	巡査および これに相当 する職	合計
	部長・ 参事官級	課長・ 管理官級					
異動者数	22	90	173	261	229	186	961
うち昇任者数	10	15	32	59	65	—	181

2 人事評価の状況 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第23条の2では、職員の執務については定期的に人事評価を行うこととされており、各任命権者における取組は次のとおりです。

- (1) 知事部局 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。
- (2) 教育委員会 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、加えて県立学校の教員等においては「総合評価」による人事評価も実施し、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。
- (3) 警察本部 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、地方警務官を除く職員を対象にその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は任用や給与等の人事管理の基礎として活用します。

3 給与および休暇に関する状況

(1) 人件費の概要 (平成28年度普通会計決算見込)

区 分	歳 出 額 A	人 件 費 B	人 件 費 率 (B/A)
28年度	503,907,807千円	169,978,582千円	33.7%

(注) 人件費は、職員の給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費 (平成28年度普通会計決算見込)

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 給 与 費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	

28年度	17,220人	75,330,918千円	17,741,273千円	30,800,990千円	123,873,181千円	7,193千円
		60.8%	14.3%	24.9%	100.0%	

(注1) 職員手当には、退職手当を含みません。

(注2) 職員数は、平成28年4月1日現在の人数(臨時講師等を除く。)です。

(注3) 給与費には、臨時講師等の分が含まれています。

(3) 特別職の給料等(平成29年4月1日現在)

給料月額	知事	1,250,000円		
	副知事	980,000円		
議員報酬月額	議長	980,000円		
	副議長	850,000円		
	議員	800,000円		
期末手当	知事	6月期	1.55	月分
		12月期	1.7	月分
		計	3.25	月分
	副知事	6月期	1.55	月分
		12月期	1.7	月分
		計	3.25	月分

(4) 一般職員の給料等

ア 平均給料および平均年齢(平成29年4月1日現在)

区分	行政職職員		警察官		高等学校の教員		小・中学校の教員		技能労務職員	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
県	326,948円	42歳6月	320,865円	38歳4月	377,098円	44歳10月	353,109円	41歳4月	319,730円	54歳10月
国	330,531円	43歳7月								

イ 初任給および採用2年後の給料(平成29年4月1日現在)

区分		県		国	
		決定初任給	採用2年経過日の給料額	決定初任給	採用2年経過日の給料額
行政職職員	大学卒	184,800円	196,200円	I 191,700円 II 178,200円	204,100円 190,100円
	高校卒	150,500円	160,400円	146,100円	154,500円
警察官	大学卒	211,400円	226,900円	206,900円	219,800円
	高校卒	178,900円	192,200円	168,400円	180,600円
高等学校の教員	大学卒	206,400円	218,900円		
小・中学校の教員	大学卒	206,400円	218,900円		

ウ 経験年数別・学歴別平均給料月額(平成29年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
行政職職員	大学卒	263,743円	307,455円	357,346円
	高校卒	218,688円	263,936円	301,556円

(5) 行政職職員の級別人員(平成29年4月1日現在)

区分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級
標準的な職務内容	部長	部次長	本庁の課長	参事 課長補佐	課長補佐 主幹	主幹 係長	係長・ 主査 主任主事・

(代表的な職名)				(困難)	(困難)	(困難)	主任技師 (困難)
職員数	17人	52人	121人	422人	383人	834人	720人
構成比	0.5%	1.5%	3.6%	12.5%	11.3%	24.6%	21.3%

区分	2級	1級	計
標準的な職務内容 (代表的な職名)	主任主事・主任技師 主事・技師 (高度)	主事 技師	
職員数	520人	319人	3,388人
構成比	15.3%	9.4%	100.0%

(注1) 滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

(注2) 教育部門、警察部門に勤務する行政職給料表適用職員を含みます。

(注3) (困難)とは「困難な業務」を、(高度)とは「高度な知識経験を必要とする業務」を示します。

(6) 職員手当の種類および内容

職員には、給料のほかに手当が支給されます。

平成29年4月1日現在における主な手当の制度は、次のとおりです。

種類	内 容
毎月決ま って支 給さ れる もの	地域手当 給料、扶養手当および管理職手当の合計額に県内7.5%、東京都の特別区20%を乗じた額
	扶養手当 配偶者11,000円、子各7,300円、父母等各6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対し、各5,000円加算
	住居手当 月額9,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、100円から30,000円まで
	通勤手当 [交通機関等利用者] 運賃等相当額を支給(6箇月の定期券を基礎とする額により支給) [交通用具使用者] 自動車・バイク等の別および通勤距離に応じて2,500円から32,800円まで 駐車場利用料金の2分の1の額(上限3,500円)
その他	管理職手当、初任給調整手当、単身赴任手当等
勤務した実績に応じて支給されるもの	特殊勤務手当 著しく危険、不快、不健康または困難な勤務についたときに支給される手当(53種) (全職員に占める手当支給職員の割合 31.9%、支給対象職員1人当たりの平均支給月額15,240円(平成28年度実績)) [支給額の多い手当] 教員特殊業務手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当、教育業務連絡指導手当 [多くの職員に支給されている手当] 教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当
	時間外勤務手当 職員1人当たりの平均支給月額 48,807円(平成28年度実績。一般行政・警察を含む。)
	その他 宿日直手当等
期末・勤勉手当	民間のボーナス、賞与等に相当する手当として、年間4.3月分を2回に分けて支給

その他	退職手当	区 分	勤続年数			最高限度
			20年	25年	35年	
		自 己 都 合	20.445月分	29.145月分	41.325月分	49.59月分
		定 年 ・ 勸 奨	25.55625月分	34.5825月分	49.59 月分	49.59月分
		その他の加算措置	早期退職特例措置 2%~45%加算			

(注) 平成28年度の1人当たり平均支給額は、定年・勸奨の場合で2,309万円、自己都合などの場合で542万円です。

(注) 退職手当については、平成28年度末退職者にかかる月数です。

(7) 年次有給休暇の使用状況 (平成28年1月1日~平成28年12月31日)

任命権者の別	(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b) / (c) 平均取得日数	(b) / (a) 取得率
知 事 部 局	112,065.2日	31,876.1日	2,859人	11.1日	28.4%
教 育 委 員 会	451,641.5日	118,877.5日	11,358人	10.5日	26.3%
警 察 本 部	93,409.7日	24,897.3日	2,357人	10.6日	26.7%
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	1,959.9日	512.1日	50人	10.2日	26.1%
企 業 庁	2,532.0日	833.6日	67人	12.4日	32.9%
病 院 事 業 庁	39,152.2日	10,206.0日	1,033人	9.9日	26.1%

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(8) 育児休業、部分休業および育児短時間勤務の取得状況 (平成28年度) (単位：人)

任命権者の別	平成28年度中の育児休業状況 (全職員)						平成27年度中に新たに育児休業が取得 可能となった職員の育児休業状況							
	育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数		育児休業 対象者数		育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知 事 部 局	11	74	1	30	0	5	71	26	8	26	0	0	0	0
教 育 委 員 会	13	688	1	25	0	1	229	340	10	319	0	21	0	0
警 察 本 部	1	56	0	3	0	4	135	24	1	23	0	3	0	3
議会およびその他の行政委員会事務局	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 庁	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
病 院 事 業 庁	1	91	0	57	0	16	18	37	1	37	0	0	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(9) 修学部分休業、自己啓発休業および配偶者同行休業の取得状況 (平成28年度) (単位：人)

任命権者の別	修学部分休業	自己啓発休業	配偶者同行休業
知 事 部 局	0	0	0
教 育 委 員 会	0	5	6
警 察 本 部	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0
企 業 庁	0	0	0
病 院 事 業 庁	0	0	0
合 計	0	5	6

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

4 分限および懲戒処分 の 状 況

(1) 分限処分の状況 (平成28年度)

ア 職員の意に反する降任・免職の状況

(単位：人)

任命権者の別	勤務実績がよくない場合		心身の故障のため職務遂行に支障がある場合		職に必要な適格性を欠く場合		廃職または過員を生じた場合		計
	降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
知事部局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

イ 休職処分の状況

(単位：人)

任命権者の別	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
知事部局	23	0	0	0
教育委員会	91	0	0	0
警察本部	7	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
病院事業庁	24	0	1	0
合計	145	0	1	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 懲戒処分の状況 (平成28年度)

(単位：人)

任命権者の別	免職	停職	減給	戒告
知事部局	0	2	2	0
教育委員会	3	1	0	6
警察本部	0	1	5	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
病院事業庁	0	0	0	0
合計	3	4	7	6

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

5 退職管理の状況

(1) 再就職情報の届出 滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例 (平成28年滋賀県条例第17号) 第3条の規定に基づき、平成28年4月1日から、職員であった者で、管理または監督の地位にある職員の職 (部長級、次長級および課長級の職等) に就いていたものは、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合には、再就職後速やかに、離職時の任命権者に再就職情報 (再就職日、再就職先、再就職先における地位等) を届けることとしています。

平成28年8月1日から平成29年7月31日までの間に、県に対し再就職情報の届出があった件数は、次表のとおりです。

(単位：件)

任命権者の別	知事部局、議会議務局および行政委員会事務局	教育委員会	警察本部	企業庁	病院事業庁	合計
届出件数	31	10	9	0	4	54

(注1) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(注2) 次の場合は再就職情報の届出の必要はありません。

- ・ 日雇いの場合
- ・ 国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人または特定地方独立行政法人の職員として採用された場合
- ・ 営利企業以外の法人その他の団体に就職した場合にあっては、再就職先での年間の報酬額が103万円以下の場合

(注3) 届出を受けた事項の詳細については、取りまとめの上、毎年度公表しています。

県ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/b/jinji/tais yokukanri/top.html>

6 人材育成に関する状況

(1) 人材育成の基本方針（知事部局） 人こそが最大の経営資源であるとの認識のもと、平成28年度に改定した人材育成基本方針において、目指す職員像を「チャレンジ精神を持ち、県民とともに、滋賀の未来を切り拓く行政のプロフェッショナル」と定めている。

その実現に向けて、職員一人ひとりの能力を高めるとともに、県庁力の最大化を図るため、職員の意欲と能力の向上に資する取組やそれらが最大限に発揮できる職場環境づくりなど、総合的な取組を進めている。

(2) 主な研修の実績等（平成28年度）

ア 知事部局

(7) 研修機関による研修

名称	目的および概要	参加者数
ステップアップ研修	職階に応じた、職員としての基本的資質や能力・知識の習得を図る。	701人
選択型研修	個々の職員が必要な能力に応じた研修を選択し、能力の強化や弱点の補強等を図る。	753人
職場支援研修	各職場の業務運営が円滑に遂行されるよう共通する課題の解決を図る。 (女性職員リーダー交流研修、ブラザー・シスター研修、育児休業者職場復帰研修、評価者研修等)	1,741人
指導者養成研修	政策研修センター研修における内部講師および職場の研修リーダーとなる「研修指導者」の養成を図る。(人権研修指導者養成研修、接遇指導者養成研究会)	25人

(4) 外部機関への派遣その他の研修

名称	目的および概要	参加者数
職員派遣研修	専門知識の習得および政策形成能力の向上を図るとともに、県政運営に役立てるため、国、他府県、市町、自治大学校等の県以外の組織に職員を一定期間派遣した。	20人

イ 教育部門

(7) 研修機関による研修

名称	目的および概要	参加者数
ステージ研修	経験年数に応じて、必要な基本的知識、専門的技術を養い、新しい時代のニーズに対応できる教職員としての資質能力の向上を図る。	13,326人
マネジメント研修	管理職や学校組織の中核となる教員としての見識を高め、学校経営能力の向上を図る。	596人
職務研修	職務に応じた基本的知識、技能等を養い、専門職としての指導力の向上を図る。	1,952人

(4) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
中央研修講座派遣	校長、中堅職員等の学校管理・運営、学習指導等の諸問題に関する識見を高め、指導能力の向上を図るため、独立行政法人教員研修センター主催の教職員中央研修講座に派遣した。	40人
短期海外派遣研修	次代を担う青少年を育成する教員に諸外国の教育文化および社会等の実状を視察させ、国際的視野に立った識見を高め、国際理解教育の中核となる教員を養成するため、教員研修センター主催の教職員海外派遣研修に派遣した。	31人
民間等派遣研修	現職教員に学校と異なる組織で自らの教育観・指導観を見つめ直させ、教育現場において活用すべき点を吸収させ、教員の資質・指導力を向上させ、併せて教育そのものの活性化を図るため教員を民間企業等へ派遣した。	17人

ウ 警察部門

(7) 研修機関による研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
採用時教養	採用者に対し、基本的教養を実施し、警察官または一般職員としての資質の育成を図る。(初任科教養、初任補修科教養、一般職員初任科教養等)	197人
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図る。(警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等)	11人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図る。(部門別任用科教養、専科教養等)	408人

(4) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(警部任用科教養、警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等)	122人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(管区専科教養、警察大学校専科教養等)	133人
語学研修	捜査等に必要各言語についての知識・技能の修得を図るため、国際捜査研修所における研修を受けさせた。	1人

7 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況 (平成28年度)

名 称	対 象 者	受 診 者 数 (人)		
		知事部局 企業庁 病院事業庁 行政委員会事務局 (教育委員会事務局を除く。)	教育部門 (教育委員会事務局を含む。)	警察部門
雇入時健康診断	新規採用者(採用内定者)	203	490	115
定期健康診断	全職員	5,200	5,069	2,518
生活習慣病健診	年齢・性別等により定める職員等	2,490	—	3,870
その他の健康診断	特定の業務に従事する職員	2,759	588	1,341

(注) 教育部門の定期健康診断、生活習慣病健診、その他の健康診断には、市町立学校の職員の受診者数を含みません。

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況 職員の福利厚生事業については、地方公務員法第42条に基づいて実施しています。

知事部局においては、滋賀県職員互助会に関する条例（昭和31年滋賀県条例第34号）に基づき、一般財団法人滋賀県職員互助会が福利厚生事業を行っており、教育委員会および警察本部においても、同様に、一般財団法人滋賀県教職員互助会および一般財団法人滋賀県警察職員互助会が福利厚生事業を行っています。

各互助会は、会員の掛金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しており、その運営状況は、県のホームページで公表しています。

項 目	互助会	職員互助会	教職員互助会	警察職員互助会
	会員数（人）平成28年4月1日現在		4,918	11,416
平成29年4月1日現在		4,973	11,434	2,673
掛金額（千円）	平成28年度	132,071	407,398	78,751
	平成29年度	133,680	408,204	78,553
補助金の額（千円）	平成28年度	0	0	0
	平成29年度	0	0	0

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数（平成28年度）

任 命 権 者 の 別	公 務 災 害	通 勤 災 害	計
知事部局	12	4	16
教育委員会	76	1	77
警察本部	37	2	39
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	0	0	0
病院事業庁	4	2	6
合 計	129	9	138

第 2 平成28年度 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況 地方公務員法および職員の任用に関する規則（昭和30年滋賀県人事委員会規則第2号）の規定に基づき、平成28年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりです。

なお、病院事業庁の医師、看護師等の選考による採用の権限を、平成18年11月2日から病院事業庁長に委任しています。

(1) 競争試験

ア 上級試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争率 倍	採用者数 人
行 政	62人程度	(185) 737	(147) 543	73.7	(68) 312	(26) 124	(24) 76	7.1	(22) 64
警察事務	8人程度	(49) 91	(41) 68	74.7	(21) 41	(9) 16	(6) 10	6.8	(5) 7
環境行政	2人程度	(2) 19	(1) 11	57.9	(1) 8	(0) 4	(0) 2	5.5	(0) 2
化 学	1人程度	(3) 32	(3) 23	71.9	(1) 6	(0) 3	(0) 1	23.0	(0) 1
農 業	8人程度	(16) 47	(13) 33	70.2	(11) 31	(5) 16	(3) 9	3.7	(3) 8
林 業	5人程度	(4) 19	(1) 15	78.9	(1) 14	(1) 10	(1) 6	2.5	(1) 5
水 産	1人程度	(2) 11	(2) 5	45.5	(2) 5	(1) 3	(0) 2	2.5	(0) 2

建 築	3 人程度	(4) 19	(3) 13	68.4	(3) 10	(3) 5	(2) 3	4.3	(2) 3
電 気 (電気工学)	1 人程度	(0) 9	(0) 8	88.9	(0) 5	(0) 3	(0) 1	8.0	(0) 1
機 械	1 人程度	(2) 6	(0) 3	50.0	(0) 1	(0) 1	(0) 1	3.0	(0) 0
総合土木	22人程度	(3) 49	(1) 38	77.6	(1) 30	(1) 20	(1) 16	2.4	(1) 16
計		(270) 1,039	(212) 760	73.1	(109) 463	(46) 205	(37) 127	6.0	(34) 109

(注) () は、女性の数を内数で示します (以下同じ。)

イ 上級試験—特別募集—

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受 験 率 %	1 次試験 口 述 対 象 人	1 次試験 合 格 者 数 人	最 終 合 格 者 数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
行 政	5 人程度	(76) 276	(51) 178	64.5	—	(13) 38	(7) 14	12.7	(7) 13
機 械	1 人程度	(0) 11	(0) 8	72.7	—	(0) 5	(0) 3	2.7	(0) 2
土 木	6 人程度	(4) 49	(3) 34	69.4	—	(3) 23	(1) 9	3.8	(1) 9
計		(80) 336	(54) 220	65.5	—	(16) 66	(8) 26	8.5	(8) 24

ウ 初級試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受 験 率 %	1 次試験 合 格 者 数 人	最 終 合 格 者 数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
一般事務	4 人程度	(10) 43	(9) 37	86.0	(5) 21	(2) 5	7.4	(2) 5
警察事務	4 人程度	(19) 25	(19) 24	96.0	(12) 16	(4) 7	3.4	(4) 6
計		(29) 68	(28) 61	89.7	(17) 37	(6) 12	5.1	(6) 11

エ 小・中学校事務職員採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受 験 率 %	1 次試験 合 格 者 数 人	最 終 合 格 者 数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
小・中学校 事 務 職 員	13人程度	(27) 56	(23) 49	87.5	(13) 26	(7) 14	3.5	(7) 13

オ 警察官 (男性) 採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受 験 率 %	1 次試験 合 格 者 数 人	最 終 合 格 者 数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
-----	-------------	-----------	-----------	---------------------	-----------------------	---------------------	-------------------	-----------

県内	A (第一回)	56人程度	516	366	70.9	275	73	5.0	56
	A (第二回)	13人程度	179	104	58.1	69	13	8.0	12
	B	20人程度	112	92	82.1	84	22	4.2	21
計			807	562	69.6	428	108	5.2	89
県外	A	若干人	—	21	—	16	3	7.0	1
	B	若干人	—	41	—	35	6	6.8	5
計			—	62	—	51	9	6.9	6

カ 警察官 (女性) 採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合 格 者 数 人	最 終 合 格 者 数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
A (第一回)	9人程度	151	85	56.3	57	11	7.7	8
A (第二回)	3人程度	57	33	57.9	16	4	8.3	4
B	5人程度	52	43	82.7	27	6	7.2	6
計		260	161	61.9	100	21	7.7	18

キ 身体障害者を対象とした職員採用試験

試験区分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	受 験 率 %	合 格 者 数 人	競 争 率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(3) 7	(3) 7	100.0	(1) 2	3.5	(1) 2
警察事務	1人程度	(1) 2	(1) 2	100.0	(0) 0	—	(0) 0
小・中学校事務	2人程度	(1) 3	(1) 3	100.0	(0) 1	3.0	(0) 1

(注) 申込者数、受験者数、合格者数、採用者数には第2志望、第3志望で当該試験区分を志望している者を含みます。

(2) 採用選考

ア 採用選考

(単位：人)

一 般 職 員						警 察 官	
部 局	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計	職	
部長およびその相当職	2	—	—	—	2	警 視	6
次長およびその相当職	—	—	—	—	—	警 部	5
課長およびその相当職	6	2	—	—	8	警 部 補	—
課長補佐およびその相当職	7	3	—	—	10	巡 査 部 長	2
係長およびその相当職	15	10	2	—	27	巡 査	4
主事、技師およびその相当職	98	23	14	2	137	計	② 17
技能労務職	—	—	—	—	—	合計 (①+②)	201

計	128	38	16	2	① 184
---	-----	----	----	---	-------

(注) 併任、任命換えを含み、任命権者に委任しているものを除きます。

イ 上記のうち選考採用職種にかかる選考の状況

(単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
児童指導員	7	6	獣医師	5	5
児童福祉司	4	4	管理栄養士	1	1
保育士	1	1	歯科衛生士	2	2
自立支援員	3	3	保健師	8	8
生活支援員	1	1	文化財保護技術者	3	3
判定員	3	3	司書	5	5
職業訓練指導員	1	1	犯罪被害者カウンセラー	1	1
企業庁水道技術者	2	2	育休代替任期付職員 (警察事務)	13	13
学芸員	2	2	育休代替任期付職員 (一般事務)	15	15
学芸技師	2	2			
化学	1	1	計	80	79

(注) 職員の任用に関する規則第 7 条第 1 号に掲げる職 (係長およびこれに相当する職以上の職をいう。) に用した者を含みます。

ウ 任命権者委任分

(単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医師	19	19	看護師	86	46
薬剤師	4	2	医療ソーシャルワーカー	5	1
作業療法士	7	4	医療事務	9	0
介護福祉士	3	1	臨床検査技師	3	1
心理判定員	12	1			
診療放射線技師	10	1	計	158	76

(注) 職員の任用に関する規則第 40 条の規定に基づき病院事業庁長へ選考の権限を委任したものです。

(3) 昇任選考

(単位：人)

一 般 職 員						警 察 官	
部 局	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計	職	
部長およびその相当職	3	—	—	2	5	警 視	15
次長およびその相当職	19	1	—	1	21	警 部	—
課長およびその相当職	59	2	3	9	73	警 部 補	—
課長補佐およびその相当職	73	3	6	22	104	巡 査 部 長	—
係長およびその相当職	51	4	10	23	88	計	② 15

計	205	10	19	57	① 291	合計（①+②）	306
---	-----	----	----	----	-------	---------	-----

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況 本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成28年10月17日に県議会および知事に対して、次のとおり報告および勧告を行いました。

(1) 公民較差（新規採用者を除く。）

ア 公民較差

0.26% 1,037円

（参考）人事院勧告 官民較差 0.17% 708円

イ 改定

0.26% 1,025円（内訳：給料 445円、地域手当 547円、はね返し分(注) 33円）

注 給料月額を算定の基礎としている諸手当の額が増加することによる分

（参考）改定前 平均給与月額 392,111円 平均年間給与 6,416,000円

改定後 平均給与月額 393,136円 平均年間給与 6,473,000円

（行政職、平均年齢 43.5歳）

(2) 民間給与との較差に基づく給与改定

ア 給料表 国に準じて引上げ改定

イ 地域手当 支給割合を引上げ

県内：7.15%→7.3% 東京都特別区：19.15%→19.5%

ウ 初任給調整手当 国に準じて医師および歯科医師の手当額を引上げ

エ 期末・勤勉手当 民間の支給割合に見合うよう引上げ

年間支給月数 4.20月分→4.30月分

オ 実施時期 ア、イ、ウについては平成28年4月1日、エについては同年12月1日

(3) 給与制度の総合的見直しに係る給与改定

ア 地域手当の見直し 支給割合を引上げ

県内：7.3%→7.5% 東京都特別区：19.5%→20%

イ 配偶者に係る扶養手当の見直し

(ア) 国の見直し内容を基本に配偶者に係る扶養手当の見直しを実施

(イ) 配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで引下げ、それにより生ずる原資を基本に子に係る手当額を引上げ

配偶者：現行13,000円を6,500円まで段階的に引下げ

子：現行6,500円を10,000円を超えない範囲内で段階的に引上げ

(ウ) 本庁部長級の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給とし、本庁次長級の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給

(エ) 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響を一層少なくする観点から、国よりも段階的に実施し、それにより生ずる原資を基本に子に係る手当額を段階的に引上げ

ウ 実施時期 平成29年4月1日。ただし、イについては同日から段階実施

(4) その他

ア 能力および実績に基づく人事管理 人事評価制度の実施状況を把握し、工夫や改善の余地がないか検証するとともに、人事評価の納得性を高めながら運用していくことが必要

イ 時間外勤務の縮減 取組の実効性をより高めるため、幹部職員の強いリーダーシップのもと、組織を挙げて取り組むとともに、引き続き、計画的かつ効率的な業務の運営と、スクラップアンドビルドなど事務事業の見直しを進め、業務量と人員配置のバランスのとれた勤務環境の確保に努めることが必要

ウ メンタルヘルス対策の充実 新たに実施されている労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度も有効に活用しながら、メンタルヘルス対策の更なる充実・強化を図ることが必要

エ ハラスメントの防止

(ア) ハラスメントのない良好な職場環境づくりに一層努めることが必要

(イ) いわゆるマタハラ等について、国の動向等に留意し、適切に防止策を講じていくことが必要

オ ワーク・ライフ・バランスの推進

(ア) 職員の意欲・士気や公務能率の向上、有為の人材の確保のため、引き続きワーク・ライフ・バランスの推進に努めることが必要

- (4) 今後の関係法令の改正の動向を注視し、介護休暇の分割や育児休業等に係る子の範囲の拡大等の仕事と育児や介護の両立支援制度を適切に整備するとともに、制度を利用しやすい職場環境づくりに努めることが必要
 - カ 男女共同参画、女性職員の活躍推進 仕事と家庭を両立しながらキャリアの形成を図る働き方の確立、管理職に必要な能力養成や不安の解消、性別役割分担意識の解消など、女性職員も男性職員も共にいきいきと活躍できる職場を目指し、着実に取組を進めることが必要
 - キ 高齢期の雇用問題
 - (7) 引き続き再任用制度の円滑な運用に努めるとともに、再任用職員の意欲や能力・適性等を的確に把握し、定年前に培った能力や経験をさらに本格的に活用していくことが重要
 - (4) 再任用職員の給与の在り方について、引き続き国の動向を注視していくことが必要
 - ク 臨時職員の勤務条件 引き続き臨時職員の適正な勤務条件の確保に努め、人材の確保や円滑な公務運営につなげていくことが重要
- 3 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況 平成28年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりです（件数には、地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託にかかるものを含まず。）。

(1) 措置の要求

区 分	平成27年度末 係 属 件 数	平 成 2 8 年 度			平成28年度末 係 属 件 数
		要求等件数	審理等回数	終結件数	
任 用	0 件	1 件	4 回	1 件	0 件

(2) 審査請求

区 分	平成27年度末 係 属 件 数	平 成 2 8 年 度			平成28年度末 係 属 件 数
		請求等件数	審理等回数	終結件数	
懲 戒 処 分	2 件	2 件	23 回	2 件	2 件
分 限 処 分	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件
そ の 他	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件

国土調査の成果の認証公告

米原市伊吹の一部における国土調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年9月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 米原市
- 2 調査を行った時期 平成27年4月から平成29年3月まで
- 3 成果の名称 伊吹の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 米原市伊吹の一部
- 5 認証年月日 平成29年9月21日

国土調査の成果の認証公告

長浜市下山田の一部における国土調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年9月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 長浜市
- 2 調査を行った時期 平成21年7月から平成29年3月まで
- 3 成果の名称 長浜市下山田の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 長浜市下山田の一部

5 認証年月日 平成29年9月21日

平成29年度前期技能検定合格者公告

平成29年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成29年9月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
造園	造園工事	A 甲0002	17-1-062-25-0001
		A 甲0004	17-1-062-25-0002
		B0001	17-1-062-25-0003
		B0002	17-1-062-25-0004
		C0002	17-1-062-25-0005
		C0004	17-1-062-25-0006
		C0008	17-1-062-25-0007
金属熱処理	一般熱処理	C0008	17-1-005-25-0001
	浸炭・浸炭窒化・窒化处理	A 甲0001	17-1-005-25-0002
		A 甲0002	17-1-005-25-0003
		A 甲0003	17-1-005-25-0004
		A 甲0007	17-1-005-25-0005
		A 甲0008	17-1-005-25-0006
		B0001	17-1-005-25-0007
		B0002	17-1-005-25-0008
		C0001	17-1-005-25-0009
		C0002	17-1-005-25-0010
		高周波・炎熱処理	A 甲0009
	C0004		17-1-005-25-0012
	C0006		17-1-005-25-0013
機械加工	普通旋盤	A 甲0003	17-1-006-25-0001
		A 甲0004	17-1-006-25-0002
		A 甲0006	17-1-006-25-0003
		A 甲0008	17-1-006-25-0004
		A 甲0009	17-1-006-25-0005
		B0001	17-1-006-25-0006
		C0001	17-1-006-25-0007
		C0002	17-1-006-25-0008
		C0009	17-1-006-25-0009
		D0001	17-1-006-25-0010
	数値制御旋盤	A 甲0002	17-1-006-25-0011
		C0001	17-1-006-25-0012
		C0003	17-1-006-25-0013
	フライス盤	A 甲0002	17-1-006-25-0014
		C0003	17-1-006-25-0015
		C0005	17-1-006-25-0016
		C0006	17-1-006-25-0017
		C0008	17-1-006-25-0018
	数値制御フライス盤	A 甲0001	17-1-006-25-0019
		C0001	17-1-006-25-0020

		C0002	17-1-006-25-0021
		C0003	17-1-006-25-0022
		C0004	17-1-006-25-0023
	平面研削盤	A 甲0002	17-1-006-25-0024
		C0001	17-1-006-25-0025
		C0002	17-1-006-25-0026
	円筒研削盤	C0001	17-1-006-25-0027
	心無し研削盤	A 甲0001	17-1-006-25-0028
	マシニングセンタ	A 甲0005	17-1-006-25-0029
		A 甲0006	17-1-006-25-0030
		A 甲0008	17-1-006-25-0031
		A 甲0009	17-1-006-25-0032
		B0001	17-1-006-25-0033
		C0001	17-1-006-25-0034
		C0002	17-1-006-25-0035
		C0004	17-1-006-25-0036
		C0007	17-1-006-25-0037
放電加工	数値制御形彫り放電加工	C0002	17-1-095-25-0001
	ワイヤ放電加工	C0001	17-1-095-25-0002
金属プレス加工	金属プレス	A 甲0001	17-1-007-25-0001
		A 甲0002	17-1-007-25-0002
		A 甲0003	17-1-007-25-0003
		C0002	17-1-007-25-0004
鉄工	製缶	A 甲0002	17-1-008-25-0001
	構造物鉄工	A 甲0002	17-1-008-25-0002
		A 甲0003	17-1-008-25-0003
		D0001	17-1-008-25-0004
建築板金	内外装板金	A 甲0002	17-1-122-25-0001
仕上げ	治工具仕上げ	C0001	17-1-012-25-0001
	金型仕上げ	A 甲0001	17-1-012-25-0002
		C0001	17-1-012-25-0003
	機械組立仕上げ	A 甲0001	17-1-012-25-0004
		A 甲0003	17-1-012-25-0005
		A 甲0004	17-1-012-25-0006
		A 甲0005	17-1-012-25-0007
		A 甲0006	17-1-012-25-0008
		A 甲0007	17-1-012-25-0009
		A 甲0008	17-1-012-25-0010
		B0001	17-1-012-25-0011
		C0001	17-1-012-25-0012
		C0003	17-1-012-25-0013
		C0009	17-1-012-25-0014
		C0010	17-1-012-25-0015
		C0011	17-1-012-25-0016
		C0013	17-1-012-25-0017
電子機器組立て	電子機器組立て	A 甲0001	17-1-015-25-0001
		C0003	17-1-015-25-0002
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て	C0003	17-1-016-25-0001

建設機械整備	建設機械整備	B0001	17-1-068-25-0001
		C0001	17-1-068-25-0002
		C0002	17-1-068-25-0003
印刷	オフセット印刷	A 甲0001	17-1-035-25-0001
		A 甲0003	17-1-035-25-0002
		A 甲0004	17-1-035-25-0003
		A 甲0005	17-1-035-25-0004
		A 甲0006	17-1-035-25-0005
		C0001	17-1-035-25-0006
		C0002	17-1-035-25-0007
プラスチック成形	射出成形	A 甲0003	17-1-037-25-0001
		A 甲0005	17-1-037-25-0002
		A 甲0006	17-1-037-25-0003
		A 甲0007	17-1-037-25-0004
		B0004	17-1-037-25-0005
		C0013	17-1-037-25-0006
		C0019	17-1-037-25-0007
		C0021	17-1-037-25-0008
		C0022	17-1-037-25-0009
強化プラスチック成形	手積み積層成形	A 甲0003	17-1-098-25-0001
石材施工	石張り	B0001	17-1-150-25-0001
		C0001	17-1-150-25-0002
とび	とび	A 甲0001	17-1-040-25-0001
		A 甲0002	17-1-040-25-0002
		A 甲0003	17-1-040-25-0003
		A 甲0004	17-1-040-25-0004
		C0003	17-1-040-25-0005
		D0001	17-1-040-25-0006
		D0002	17-1-040-25-0007
左官	左官	A 甲0003	17-1-041-25-0001
防水施工	アクリルゴム系塗膜防水工事	A 甲0001	17-1-086-25-0001
		A 甲0003	17-1-086-25-0002
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事	A 甲0001	17-1-152-25-0001
		B0001	17-1-152-25-0002
熱絶縁施工	保温保冷工事	A 甲0001	17-1-049-25-0001
		C0003	17-1-049-25-0002
表装	壁装	A 甲0001	17-1-059-25-0001
		A 甲0002	17-1-059-25-0002
		C0001	17-1-059-25-0003
塗装	建築塗装	A 甲0002	17-1-060-25-0001
		A 甲0004	17-1-060-25-0002
		A 甲0006	17-1-060-25-0003
		A 甲0007	17-1-060-25-0004
		A 甲0008	17-1-060-25-0005
		A 甲0009	17-1-060-25-0006
		A 甲0010	17-1-060-25-0007
		A 甲0011	17-1-060-25-0008
		A 甲0013	17-1-060-25-0009

		C0001	17-1-060-25-0010
		C0002	17-1-060-25-0011
		C0003	17-1-060-25-0012
		C0004	17-1-060-25-0013
		C0005	17-1-060-25-0014
		C0006	17-1-060-25-0015
		C0007	17-1-060-25-0016
		C0009	17-1-060-25-0017
		C0010	17-1-060-25-0018
		C0012	17-1-060-25-0019
		C0014	17-1-060-25-0020
		C0015	17-1-060-25-0021
	金属塗装	A 甲0001	17-1-060-25-0022
		A 甲0003	17-1-060-25-0023
		A 甲0010	17-1-060-25-0024
		B0001	17-1-060-25-0025
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ	A 甲0001	17-1-061-25-0001
フラワー装飾	フラワー装飾	A 甲0001	17-1-119-25-0001
鍛造	ハンマ型鍛造	D0001	17-1-004-25-0001
		D0002	17-1-004-25-0002

2 級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
園芸装飾	室内園芸装飾	A 甲0002	17-2-103-25-0001
造園	造園工事	A 甲0001	17-2-062-25-0001
		A 甲0006	17-2-062-25-0002
		A 甲0008	17-2-062-25-0003
		A 甲0009	17-2-062-25-0004
		A 甲0011	17-2-062-25-0005
		A 甲0012	17-2-062-25-0006
		A 甲0013	17-2-062-25-0007
		C0002	17-2-062-25-0008
		C0004	17-2-062-25-0009
		金属熱処理	一般熱処理
A 甲0002	17-2-005-25-0002		
A 甲0005	17-2-005-25-0003		
A 甲0006	17-2-005-25-0004		
A 甲0011	17-2-005-25-0005		
A 甲0012	17-2-005-25-0006		
A 甲0013	17-2-005-25-0007		
A 甲0014	17-2-005-25-0008		
A 甲0015	17-2-005-25-0009		
A 甲0016	17-2-005-25-0010		
A 甲0017	17-2-005-25-0011		
A 甲0020	17-2-005-25-0012		
A 甲0021	17-2-005-25-0013		
A 甲0022	17-2-005-25-0014		
A 甲0023	17-2-005-25-0015		
A 甲0024	17-2-005-25-0016		

		A 甲0025	17- 2 - 005-25-0017
		A 甲0026	17- 2 - 005-25-0018
		A 甲0027	17- 2 - 005-25-0019
		A 甲0028	17- 2 - 005-25-0020
		A 甲0029	17- 2 - 005-25-0021
		A 甲0030	17- 2 - 005-25-0022
		A 甲0031	17- 2 - 005-25-0023
		A 甲0032	17- 2 - 005-25-0024
		C0005	17- 2 - 005-25-0025
		C0006	17- 2 - 005-25-0026
		C0007	17- 2 - 005-25-0027
	浸炭・浸炭窒化・窒化处理	A 甲0001	17- 2 - 005-25-0028
		C0001	17- 2 - 005-25-0029
	高周波・炎熱処理	A 甲0001	17- 2 - 005-25-0030
		A 甲0002	17- 2 - 005-25-0031
		A 甲0010	17- 2 - 005-25-0032
		A 甲0011	17- 2 - 005-25-0033
		A 甲0012	17- 2 - 005-25-0034
		A 甲0014	17- 2 - 005-25-0035
		A 甲0015	17- 2 - 005-25-0036
		A 甲0016	17- 2 - 005-25-0037
		A 甲0018	17- 2 - 005-25-0038
		A 甲0019	17- 2 - 005-25-0039
		A 甲0020	17- 2 - 005-25-0040
		A 甲0021	17- 2 - 005-25-0041
		A 甲0022	17- 2 - 005-25-0042
		B0001	17- 2 - 005-25-0043
		C0001	17- 2 - 005-25-0044
機械加工	普通旋盤	A 甲0001	17- 2 - 006-25-0001
		A 甲0002	17- 2 - 006-25-0002
		A 甲0004	17- 2 - 006-25-0003
		A 甲0005	17- 2 - 006-25-0004
		A 甲0008	17- 2 - 006-25-0005
		A 甲0010	17- 2 - 006-25-0006
		A 甲0013	17- 2 - 006-25-0007
		A 甲0014	17- 2 - 006-25-0008
		A 甲0015	17- 2 - 006-25-0009
		A 甲0016	17- 2 - 006-25-0010
		A 甲0020	17- 2 - 006-25-0011
		B0001	17- 2 - 006-25-0012
		C0001	17- 2 - 006-25-0013
		C0003	17- 2 - 006-25-0014
		C0004	17- 2 - 006-25-0015
		C0005	17- 2 - 006-25-0016
		C0006	17- 2 - 006-25-0017
		C0007	17- 2 - 006-25-0018
		C0008	17- 2 - 006-25-0019
		C0010	17- 2 - 006-25-0020

	C0012	17-2-006-25-0021
	C0013	17-2-006-25-0022
	C0014	17-2-006-25-0023
	C0015	17-2-006-25-0024
	D0001	17-2-006-25-0025
	D0002	17-2-006-25-0026
	D0003	17-2-006-25-0027
	D0004	17-2-006-25-0028
	D0005	17-2-006-25-0029
数値制御旋盤	A 甲0001	17-2-006-25-0030
	A 甲0004	17-2-006-25-0031
	A 甲0005	17-2-006-25-0032
	A 甲0011	17-2-006-25-0033
	B0002	17-2-006-25-0034
	C0001	17-2-006-25-0035
	C0002	17-2-006-25-0036
	C0003	17-2-006-25-0037
	C0008	17-2-006-25-0038
	C0009	17-2-006-25-0039
	C0010	17-2-006-25-0040
フライス盤	A 甲0001	17-2-006-25-0041
	A 甲0004	17-2-006-25-0042
	C0001	17-2-006-25-0043
	C0003	17-2-006-25-0044
数値制御フライス盤	A 甲0002	17-2-006-25-0045
	A 甲0004	17-2-006-25-0046
	A 甲0005	17-2-006-25-0047
	A 甲0006	17-2-006-25-0048
	A 甲0007	17-2-006-25-0049
	B0001	17-2-006-25-0050
	B0002	17-2-006-25-0051
	C0001	17-2-006-25-0052
	C0002	17-2-006-25-0053
	C0003	17-2-006-25-0054
平面研削盤	B0001	17-2-006-25-0055
	C0002	17-2-006-25-0056
	C0005	17-2-006-25-0057
円筒研削盤	A 甲0001	17-2-006-25-0058
	C0001	17-2-006-25-0059
ホブ盤	A 甲0001	17-2-006-25-0060
	B0001	17-2-006-25-0061
マシニングセンタ	A 甲0002	17-2-006-25-0062
	A 甲0004	17-2-006-25-0063
	A 甲0010	17-2-006-25-0064
	A 甲0014	17-2-006-25-0065
	A 甲0016	17-2-006-25-0066
	B0002	17-2-006-25-0067
	B0003	17-2-006-25-0068

		C0002	17-2-006-25-0069
		C0003	17-2-006-25-0070
		C0004	17-2-006-25-0071
		C0005	17-2-006-25-0072
		C0006	17-2-006-25-0073
		C0007	17-2-006-25-0074
放電加工	ワイヤ放電加工	A 甲0002	17-2-095-25-0001
		A 甲0003	17-2-095-25-0002
金属プレス加工	金属プレス	A 甲0002	17-2-007-25-0001
		A 甲0004	17-2-007-25-0002
		A 甲0008	17-2-007-25-0003
		A 甲0009	17-2-007-25-0004
		A 甲0010	17-2-007-25-0005
		A 甲0011	17-2-007-25-0006
		A 甲0012	17-2-007-25-0007
		A 甲0013	17-2-007-25-0008
		A 甲0014	17-2-007-25-0009
		C0001	17-2-007-25-0010
		C0002	17-2-007-25-0011
		C0004	17-2-007-25-0012
		C0005	17-2-007-25-0013
		鉄工	製缶
A 甲0002	17-2-008-25-0002		
B0001	17-2-008-25-0003		
構造物鉄工	A 甲0002		17-2-008-25-0004
	A 甲0003		17-2-008-25-0005
	B0001		17-2-008-25-0006
	C0002		17-2-008-25-0007
建築板金	内外装板金	C0001	17-2-122-25-0001
		C0003	17-2-122-25-0002
		C0004	17-2-122-25-0003
		C0005	17-2-122-25-0004
		C0006	17-2-122-25-0005
		C0007	17-2-122-25-0006
		C0008	17-2-122-25-0007
		C0009	17-2-122-25-0008
仕上げ	治工具仕上げ	B0001	17-2-012-25-0001
		C0001	17-2-012-25-0002
	機械組立仕上げ	C0002	17-2-012-25-0003
		A 甲0001	17-2-012-25-0004
		A 甲0002	17-2-012-25-0005
		A 甲0009	17-2-012-25-0006
		A 甲0016	17-2-012-25-0007
		B0004	17-2-012-25-0008
		C0001	17-2-012-25-0009
		C0002	17-2-012-25-0010
		C0003	17-2-012-25-0011
		C0004	17-2-012-25-0012

		C0005	17-2-012-25-0013
		C0008	17-2-012-25-0014
		C0014	17-2-012-25-0015
		C0015	17-2-012-25-0016
		C0016	17-2-012-25-0017
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト	A 甲0001	17-2-014-25-0001
		A 甲0002	17-2-014-25-0002
電子機器組立て	電子機器組立て	A 甲0003	17-2-015-25-0001
		B0002	17-2-015-25-0002
		B0005	17-2-015-25-0003
		C0001	17-2-015-25-0004
		C0002	17-2-015-25-0005
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て	A 甲0005	17-2-016-25-0001
		A 甲0014	17-2-016-25-0002
		B0001	17-2-016-25-0003
		C0003	17-2-016-25-0004
建設機械整備	建設機械整備	A 甲0001	17-2-068-25-0001
		A 甲0002	17-2-068-25-0002
		A 甲0003	17-2-068-25-0003
		C0001	17-2-068-25-0004
		C0002	17-2-068-25-0005
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作	A 甲0001	17-2-025-25-0001
建具製作	木製建具手加工	A 甲0001	17-2-125-25-0001
印刷	オフセット印刷	C0001	17-2-035-25-0001
プラスチック成形	射出成形	A 甲0001	17-2-037-25-0001
		A 甲0009	17-2-037-25-0002
		A 甲0010	17-2-037-25-0003
		A 甲0011	17-2-037-25-0004
		A 甲0014	17-2-037-25-0005
		A 甲0016	17-2-037-25-0006
		A 甲0030	17-2-037-25-0007
		A 甲0032	17-2-037-25-0008
		A 甲0035	17-2-037-25-0009
		A 甲0040	17-2-037-25-0010
		A 甲0041	17-2-037-25-0011
		A 甲0043	17-2-037-25-0012
		B0001	17-2-037-25-0013
		B0002	17-2-037-25-0014
		B0003	17-2-037-25-0015
		B0004	17-2-037-25-0016
		C0003	17-2-037-25-0017
		C0008	17-2-037-25-0018
		C0010	17-2-037-25-0019
		C0011	17-2-037-25-0020
強化プラスチック成形	手積み積層成形	A 甲0001	17-2-098-25-0001
		A 甲0002	17-2-098-25-0002
		A 甲0003	17-2-098-25-0003
とび	とび	A 甲0001	17-2-040-25-0001

内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事	A 甲0002	17-2-152-25-0001		
化学分析	化学分析	A 甲0001	17-2-056-25-0001		
		A 甲0002	17-2-056-25-0002		
		A 甲0004	17-2-056-25-0003		
		A 甲0006	17-2-056-25-0004		
		A 甲0007	17-2-056-25-0005		
		A 甲0008	17-2-056-25-0006		
		A 甲0011	17-2-056-25-0007		
		C0001	17-2-056-25-0008		
塗装	建築塗装	A 甲0001	17-2-060-25-0001		
		A 甲0005	17-2-060-25-0002		
	金属塗装	A 甲0003	17-2-060-25-0003		
		A 甲0005	17-2-060-25-0004		
		A 甲0008	17-2-060-25-0005		
		A 甲0009	17-2-060-25-0006		
		A 甲0011	17-2-060-25-0007		
		A 甲0012	17-2-060-25-0008		
		A 甲0013	17-2-060-25-0009		
		A 甲0014	17-2-060-25-0010		
		A 甲0015	17-2-060-25-0011		
		A 甲0017	17-2-060-25-0012		
		A 甲0018	17-2-060-25-0013		
		B0002	17-2-060-25-0014		
		B0003	17-2-060-25-0015		
		B0004	17-2-060-25-0016		
		C0002	17-2-060-25-0017		
		C0003	17-2-060-25-0018		
		広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ	A 甲0001	17-2-061-25-0001
		機械検査	機械検査	D0001	17-2-013-25-0001
機械・プラント製図	機械製図CAD	D0001	17-2-052-25-0001		
		D0002	17-2-052-25-0002		
		D0003	17-2-052-25-0003		
		D0004	17-2-052-25-0004		

3 級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
金属熱処理	一般熱処理	A 甲0001	17-3-005-25-0001
		A 甲0002	17-3-005-25-0002
		A 甲0003	17-3-005-25-0003
		A 甲0004	17-3-005-25-0004
		A 甲0005	17-3-005-25-0005
	浸炭・浸炭窒化・窒化处理	A 甲0001	17-3-005-25-0006
		A 甲0002	17-3-005-25-0007
		A 甲0003	17-3-005-25-0008
		A 甲0004	17-3-005-25-0009
		A 甲0005	17-3-005-25-0010
	高周波・炎熱処理	A 甲0001	17-3-005-25-0011
		A 甲0003	17-3-005-25-0012
		A 甲0004	17-3-005-25-0013
		A 甲0004	17-3-005-25-0013

	A 甲0005	17- 3 - 005-25-0014
	A 甲0006	17- 3 - 005-25-0015
	A 甲0007	17- 3 - 005-25-0016
	B0002	17- 3 - 005-25-0017
	B0003	17- 3 - 005-25-0018

単一等級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
産業洗浄	高圧洗浄	A 甲0004	17- 単 - 159-25-0001
		A 甲0005	17- 単 - 159-25-0002
		A 甲0006	17- 単 - 159-25-0003
		A 甲0007	17- 単 - 159-25-0004
		B0003	17- 単 - 159-25-0005
		C0001	17- 単 - 159-25-0006
		C0003	17- 単 - 159-25-0007

第二種特定鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の狩猟期間の延長の公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定に基づき、平成29年度から平成33年度までの間、次のとおり第二種特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成29年 9 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

狩猟期間の延長

- (1) 対象鳥獣 ニホンジカおよびイノシシ
- (2) 対象区域 滋賀県全域
- (3) 延長後の期間 毎年11月1日から翌年3月15日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近江八幡市長 富士谷 英正から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成29年 9 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の地域 近江八幡市古川町、柳町、益田町、赤尾町、八木町
- 3 作業の期間 平成29年 9 月 5 日から平成30年 2 月 28 日まで

平成29年経営事項審査等実施公告

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の6第1項および第21条の2第1項の規定に基づき、経営規模等評価の申請および総合評定値の請求の時期および方法を次のとおり定めたので、公告する。

なお、経営状況分析の申請については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の24第1項の登録経営状況分析機関が建設業法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき公示する申請の時期および方法等に従い、行うものとする。

平成29年 9 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 申請日および受付場所
 - (1) 申請の受付は、決算期ごとに別表に定める申請日および受付場所において午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）行う。ただし、申請日および受付場所は、会場等の都合により変更する場合がある。
 - (2) 新たに経営事項審査申請等しようとする者（個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。）は、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課がこの公告の日から平成29年12月22日（金）までの間において指定した日時および場所において補完的に受付を行う。
 - (3) 主たる営業所を滋賀県に有し建設業に係る国土交通大臣の許可を有する者ならびに組織変更および承継をした者については、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課が指定した日時および場所において受付を行う場合がある。

2 申請の受付方法

- (1) 平成28年中に経営事項審査を受審した者に対しては、前回の審査基準月（決算月）ごとおよび主たる営業所の所在地ごとに受付日時および場所を指定し、通知する。
- (2) 新たに経営事項審査申請等をしようとする者（個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。）、決算期変更が生じた者、組織変更後第1期決算を終えた者または指定した日時に都合が見つからない者は、別表に定める申請日および受付場所のうちから希望するものをあらかじめ予約すること。
- (3) 主たる営業所を滋賀県に有し建設業に係る国土交通大臣の許可を有する者で(1)および(2)に該当しないものならびに組織変更および承継をした者は、予約等について滋賀県土木交通部監理課に問い合わせること。

予約受付は、次の専用電話番号のみで行う。

専用電話番号 (077) 527-5678

電話予約の受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、予約受付期間は、別表に定めるとおり（閉庁日を除く。）とする。

- 3 公告に関する問い合わせ先 滋賀県土木交通部監理課建設業係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 (077) 528-4114

別表 平成29年経営事項審査申請等受付時期(対象:平成29年5月～9月決算法人)

審査対象者 所在市・郡	法人 個人	審査基準月 (決算月)	申請日	受付場所	新規申請者、決算期変更の生じた者等の電話 予約受付期間(閉庁日を除く午前9時から午 後5時まで(正午から午後1時までを除く。))
大津市	法人	平成29年5月、6月	平成29年11月13日(月)、14日(火)	大津合同庁舎7階7B会議室	平成29年10月13日(金)～平成29年11月6日(月)
		7月	平成29年11月29日(水)	大津合同庁舎5階5A会議室	平成29年10月27日(金)～平成29年11月22日(水)
		8月	平成29年12月4日(月)		平成29年11月2日(木)～平成29年11月27日(月)
		9月	平成29年12月20日(水)、21日(木)	大津合同庁舎7階7B会議室	平成29年11月20日(月)～平成29年12月13日(水)
草津市 守山市 栗野市 山東市 洲市	法人	平成29年5月	平成29年10月30日(月)	南部合同庁舎本館4階4A会議室	平成29年9月29日(金)～平成29年10月23日(月)
		6月、7月	平成29年11月17日(金)、20日(月)		平成29年10月17日(火)～平成29年11月10日(金)
		8月	平成29年12月1日(金)		平成29年11月1日(水)～平成29年11月24日(金)
		8月、9月	平成29年12月18日(月)		平成29年11月17日(金)～平成29年12月11日(月)
		9月	平成29年12月19日(火)		平成29年11月17日(金)～平成29年12月12日(火)
甲賀市 湖南市	法人	平成29年5月、6月	平成29年11月15日(水)	甲賀合同庁舎1階1A会議室	平成29年10月13日(金)～平成29年11月8日(水)
		6月	平成29年11月16日(木)		平成29年10月16日(月)～平成29年11月9日(木)
		7月	平成29年11月27日(月)		平成29年10月27日(金)～平成29年11月20日(月)
		8月、9月	平成29年12月8日(金)		平成29年11月8日(水)～平成29年12月1日(金)
近江市 八幡市 近江市 蒲生郡	法人	平成29年5月、6月	平成29年11月8日(水)、9日(木)、10日(金)	東近江合同庁舎3階3C会議室	平成29年10月6日(金)～平成29年11月1日(水)
		7月	平成29年11月28日(火)		平成29年10月27日(金)～平成29年11月21日(火)
		8月	平成29年12月5日(火)		平成29年11月2日(木)～平成29年11月28日(火)
		9月	平成29年12月11日(月)、12日(火)		平成29年11月10日(金)～平成29年12月4日(月)
彦根市 愛知郡 犬上郡	法人	平成29年5月	平成29年10月31日(火)	湖東合同庁舎1階1C会議室	平成29年9月29日(金)～平成29年10月24日(火)
		6月、7月	平成29年11月21日(火)、22日(水)		平成29年10月20日(金)～平成29年11月14日(火)
		8月	平成29年12月6日(水)		平成29年11月6日(月)～平成29年11月29日(水)
		9月	平成29年12月15日(金)		平成29年11月15日(水)～平成29年12月8日(金)
長浜市 米原市	法人	平成29年5月、6月	平成29年11月1日(水)	湖北合同庁舎1階第1会議室	平成29年9月29日(金)～平成29年10月25日(水)
		5月、6月	平成29年11月2日(木)、6日(月)		平成29年10月2日(月)～平成29年10月26日(木)
		7月	平成29年11月24日(金)		平成29年10月24日(火)～平成29年11月17日(金)
		8月	平成29年12月7日(木)		平成29年11月7日(火)～平成29年11月30日(木)
		9月	平成29年12月14日(木)		平成29年11月14日(火)～平成29年12月7日(木)
高島市	法人	平成29年5月、6月	平成29年11月7日(火)	高島合同庁舎2階2A会議室	平成29年10月6日(金)～平成29年10月31日(火)
		7月、8月	平成29年11月30日(木)		平成29年10月30日(月)～平成29年11月22日(水)
		9月	平成29年12月13日(水)		平成29年11月13日(月)～平成29年12月6日(水)

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県甲賀環境事務所告示第 3 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6 条第 1 項の規定により、要措置区域を次のとおり指定する。

平成29年 9 月29日

滋賀県甲賀環境事務所長 明 石 達 郎

- 1 指定する区域の所在地 甲賀市水口町新城字立石321番の一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第 1 項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 4 講ずべき指示措置 原位置封じ込めまたは遮水工封じ込め
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

滋賀県甲賀環境事務所告示第 4 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 11 条第 1 項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年 9 月29日

滋賀県甲賀環境事務所長 明 石 達 郎

- 1 指定する区域の所在地 甲賀市水口町新城字立石307番、307番 3、314番、316番 1、321番および1468番 5 の各一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第 1 項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- 4 土壤含有量基準（規則第31条第 2 項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物ならびに鉛およびその化合物
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

健 康 福 祉 事 務 所 告 示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第24号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成29年 9 月29日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
介護予防通所介護事業所メディカルフィットネスセンターヴォーリズ	近江八幡市北之庄町492	公益財団法人近江兄弟社 理事長 三ツ浪健一	近江八幡市慈恩寺町元11番地	介護予防通所介護	2570400446	平成29. 9. 1

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区設立認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第 1 項の規定により、六地蔵土地改良区の設立は、平成29年 9 月22日に認可した。

なお、この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）提起することができる。

平成29年 9 月29日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小 根 田 康 人

土地改良区役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小脇土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成29年 9 月29日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 松 井 傳 夫

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	山 本 為 次	東近江市小脇町1818番地
〃	今 宿 幸 男	同 所583番地
〃	邑 田 利 雄	同 所1067番地
〃	植 木 勝 典	同 所539番地
〃	野 村 宗 治 郎	同 所938番地
〃	山 路 良 夫	同 所1980番地
〃	川 口 徳 夫	同 所1627番地
〃	川 口 雅 弘	同 所1793番地 2
〃	藤 井 清	同 所1009番地 4
〃	川 口 洋 史	同 所1624番地 1
〃	今 宿 猛	同 所1939番地 2
〃	畑 岩 男	同 所1496番地
〃	香 田 勝 視	同 所1477番地
〃	板 倉 茂	同 所1217番地 7
〃	山 路 和 敏	同 所1895番地
〃	上 田 保	同 所1701番地 2
〃	松 村 達 夫	同 所1971番地
〃	山 形 公 平	同 所1982番地
〃	田 中 常 雄	同 所1354番地
監 事	山 本 初 男	同 所1776番地
〃	藤 井 益 雄	同 所1345番地